

八幡平市役所本庁舎自動販売機設置者募集要領

1 趣旨

この要領は、八幡平市役所本庁舎において自動販売機の設置を希望する者を対象として、公募方式により自動販売機設置者（以下「設置者」という。）を選定するため、応募に必要な事項を定めるものです。

2 募集の流れ

八幡平市公式ホームページ、広報はちまんたいに掲載して募集を行います。

参加希望者は、参加申込書に必要な事項を記載し、次のとおり提出してください。

(1) 募集期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月31日（月）まで

(2) 提出先

八幡平市野駄第21地割170番地

八幡平市役所企画総務部総務課 契約管財係

(3) 提出方法

直接提出するものとし、郵送、FAX、メールによるものは受け付けません。

3 参加資格要件

この募集の参加資格は、次の条件を満たす法人又は個人とします。

(1) 八幡平市内に事業所（住所）を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 成年被後見人でない者であること。
- (6) 八幡平市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 16 号）第 2 条第 2 号から第 5 号の規定（暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等）に該当しない者であること。
- (7) 経営の状態及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されている者であること。
- (8) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。

4 募集する自動販売機の種類、設置場所及び条件

(1) 種類

清涼飲料水、又は食品

販売品目は、清涼飲料水（缶・ペットボトル・紙パック等）又は食品（パン・菓子類等）とし、酒類、過度に刺激の強いもの、賞味期限の短い生もの等は禁止とします。

(2) 設置場所

八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

八幡平市役所本庁舎結のひろば

(3) 設置条件

ア 1 者で 1 台の設置とします。

イ 設置スペースは、幅 103 cm 以内、奥行 90 cm 以内とします。

ウ 搬入、設置、電気料、機械維持に係る費用及び行政財産使用料は、設置者の負担とします。

エ 自動販売機に個別の電気量メーターを設置してください。

オ 営業に当たっては、食品衛生法等の法令を遵守してください。

カ 自動販売機の維持管理、商品補充、機器内の金銭管理は設置者が行ってください。

キ 自動販売機及びその周辺を清潔に保つとともに、販売品目にあった回収ボックスを設置し、適正に空き缶等の空容器を回収、処分してください。

ク 異常発生時の連絡先を機器のわかりやすい場所に明示してください。

ケ 水道等の給排水設備はありません。

コ 設置希望者が複数の場合、災害時対応型自動販売機（停電時でも無償で飲料を取り出せるタ

イプ)を設置する設置者を優先する。

5 現地説明会日時、場所

後日、通知します。 八幡平市役所本庁舎 結のひろば

6 注意事項

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載した者は失格とします。
- (2) 使用許可を受けた者には、設置場所の使用料及び自動販売機設置、維持に係る電気料等が徴収されます。
- (3) 業務の第三者への譲渡又は請負は禁止します。
- (4) 使用許可の期間は使用開始日から当該年度の末日までとし、以降1年ごとに更新ができることとしますが、3の各号に該当するなど特別の事情がある場合は更新をしません。
- (5) 条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議して定めます。

7 提出書類

No.	提出書類	備考
1	参加申込書	様式第1号
2	市税の納税証明書 【法人】法人市民税、固定資産税、 軽自動車税、市民税に係る特別徴収 【個人】個人市民税、固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税	市税の滞納がないことを証明する書類 (法人の市民税は決算済みの直前1年の 事業(営業)年度のもの、その他につい ては令和8年度、又は直近のもの)
3	自動販売機の機械仕様書	設置面積及び定格消費電力等の自動販売 機の使用が確認できるもの

8 自動販売機設置までの手順

- (1) 行政財産使用許可申請書の提出

内定者には、市の指定する期日までに、行政財産使用許可申請書を提出していただくことになります。

なお、提出期限までに申請書の提出がない場合は、内定は失格となります。

また、この要領に記載した要件等に違反する事実が確認された時は、許可されない場合があります。

(2) 許可指令書の送付

内定者の行政財産使用許可申請書を受けてから、行政財産使用許可指令書を送付します。なお、この許可指令書により設置者に決定したことになります。

(3) 電気料、行政財産使用料の納付

市の発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入してください。

(4) 自動販売機の設置

設置者は、許可指令書を受領した後の使用許可日直前に設置作業を行ってください。設置作業日が決定したら、事前に下記担当まで報告してください。

9 その他

この要領に基づく、自動販売機設置者募集についてのお問い合わせは、次の担当部署におたずねください。

八幡平市企画総務部総務課 契約管財係

TEL:0195-74-2111（内線 1236）

FAX : 0195-74-2102